

安城市子ども・子育て支援事業計画(案)
(第1章～第3章)

(2020～2024)

令和元年7月

安城市

はじめに



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	2
2 計画の法的根拠と位置付け	4
3 計画の期間	6
4 計画策定の流れ	7
第2章 本市の現状	8
1 統計資料からみる現状	9
2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	14
3 子育て支援事業の取組状況	23
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	31
2 計画推進の視点	32
3 基本方針	33
4 施策体系図	35
第4章 具体的な施策内容	
1 安心できる妊娠・出産・育児のための保健対策	
2 乳幼児期の教育・保育の充実	
3 幼児教育・保育環境整備	
4 学童期からの「生きる力」を育む	
5 子どもの居場所づくり	
6 支援を必要とする子どもや保護者への対策	
7 地域社会における子育て支援	
第5章 重点5カ年事業	
1 児童数の見通し	
2 提供区域の設定	
3 幼児教育・保育の量の見込みと確保方策	
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
第6章 計画の推進に向けて	
1 計画推進体制	
2 推進方策	
資料	
.....	
.....	



第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・背景
- 2 計画の法的根拠と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の流れ

(1) 計画策定の趣旨

安城市では、平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度に基づき、保育の量の拡充と質の向上を図り、子育てに不安を抱える保護者が安心して子育てをすることができるよう『安城市子ども・子育て支援事業計画』（以下「第1期計画」という。）を策定し、具体的施策を展開するとともに、地域社会が子どもや家庭に寄り添い、誰もが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる社会を目指すための計画として推進してきました。

近年、共働き家庭の増加、待機児童の発生、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子どもの健全な成長や子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。

こうした社会風潮と同様に、本市においても働きながら子育てをする世帯が増え、特に低年齢児における保育ニーズは年々増加傾向にあり、また、放課後児童クラブにおいても同様に需要が増えている状況となっています。保育ニーズに対応するため、量の拡充として民間保育園の誘致や、幼稚園の認定こども園への移行などを行い、質の向上として保育者の研修制度の充実などを図ってきましたが、受け皿の確保においては、依然として本市の喫緊の課題となっています。さらに、核家族化の進行により、子育てについての相談や急用時の子どもの預け先に悩みを抱える保護者も増えてきています。

こうした社会環境の変化に伴う新たな課題や、国の動向に対応するため、第1期計画の進捗状況を踏まえた見直しを行い、幼児期の教育・保育、また、地域における多様な子ども・子育て支援を実施するとともに、すべての子どもや子育て家庭を地域全体で支える環境づくりを行い、「幸せと未来をつなぐ子育てのまち・安城」の実現を引き続き目指していきます。

(2) 計画策定の背景

少子化の進行

2008年から日本の総人口は減少に転じ、少子高齢化が進行しています。今後も、出生率が減少し、長寿化が進むことで少子高齢化が進むと予測されており、社会保障費の増加や医療・介護サービス等の需要が急激に増大すると懸念されています。

子育て世代の変化

平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されています。

保護者等の働き方の変化

国の働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を策定し、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭内の性別による役割の固定化が無くなることが望まれます。

支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、いじめや子どもに対する虐待及び子育て家庭の孤立化等が大きな問題となっています。

障害児支援においては、発達障害の早期発見や幼少期からの適切な支援の推進、医療や保健・福祉・教育などの関係機関の連携体制の構築が求められています。

さらに、近年国外から転入する外国人が増加しており、日本で暮らし、子どもを生み育てる世帯も増加しているため、幼児教育・保育、学校教育においても配慮が必要となっています。

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいており、第61条に市町村が計画を策定することが義務付けられています。

(2) 国の政策動向

第1期計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向は、次のとおりです。

子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、待機児童解消加速化プランの後継計画となる子育て安心プランが平成29年6月に策定され、女性就労率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を2020年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童解消に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成30年3月30日告示・4月1日施行）の改正が行われました。

幼児教育・保育の無償化

平成29年の働き方改革実行計画や経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針2017）において幼児教育・保育の無償化の実施が提言されており、その後、平成30年の内閣府子ども・子育て会議において、制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。これにより、令和元年10月から、教育・保育施設の利用料が一部無償化されました。

放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年の女性就業率の増加等により、共働き家庭の児童数はさらに増える見通しで、放課後児童クラブについては、更なる受け皿の拡大が求められています。

また、平成30年9月に文部科学省から示されている新・放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブの待機児童の解消及び小1の壁を打破するための各方策について、子ども・子育て支援事業計画又は行動計画に盛り込むこととされています。

子どもの貧困や虐待に関する動き

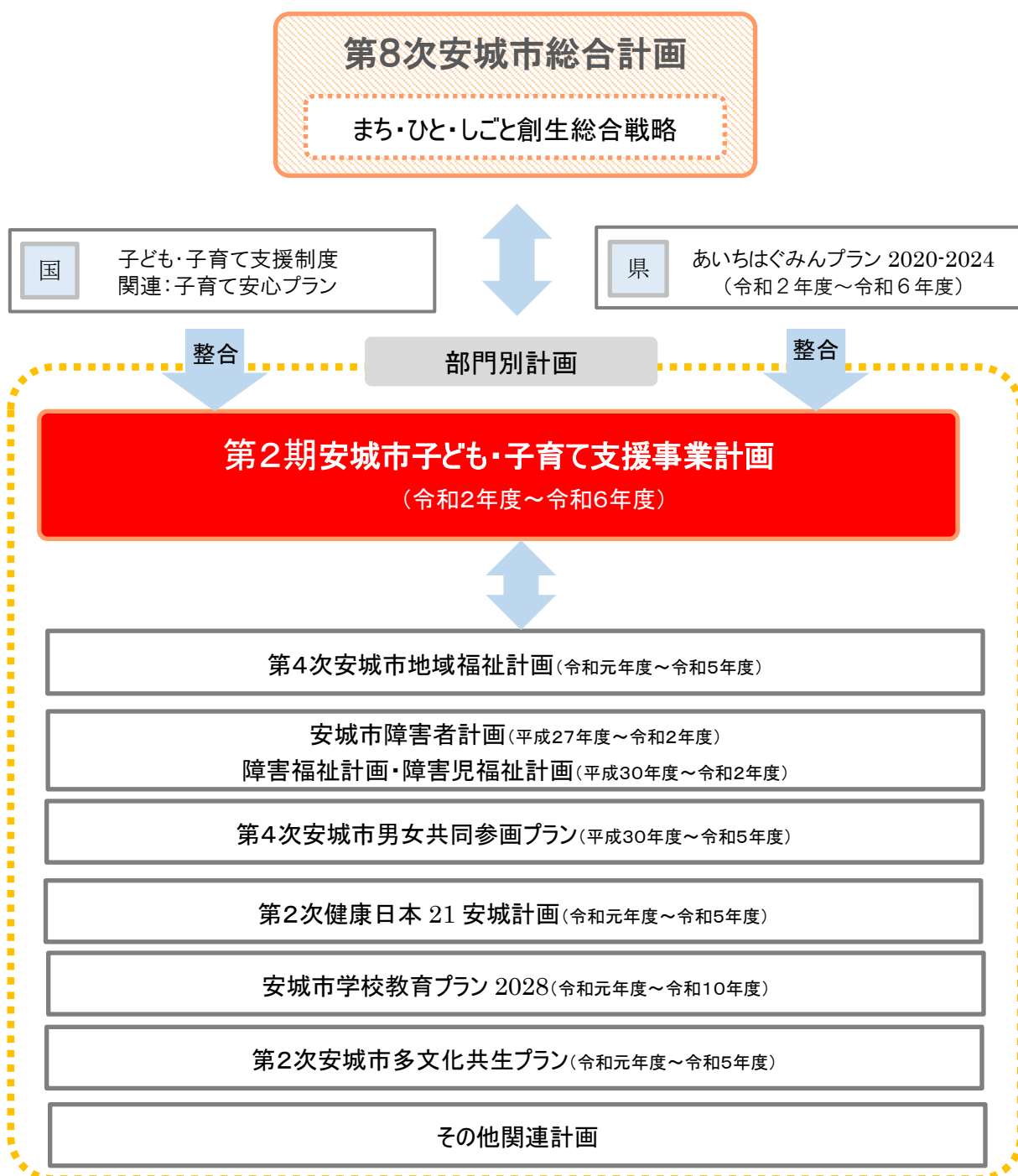
子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。平成29年には社会福祉法が改正され、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくこととされています。

また、統計を取り始めた平成2年から相談件数が増加の一途をたどっている児童の虐待について、平成28年の児童福祉法の改正により、発生予防や発生時の対応など、対策の強化を図ることとされています。

(3) 計画の位置付け

本計画は、国から示された子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、本市が取り組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組みを推進するとともに、上位計画である第8次安城市総合計画やその他の関連計画と整合を図り策定しています。

◆子ども・子育て支援事業計画関連計画

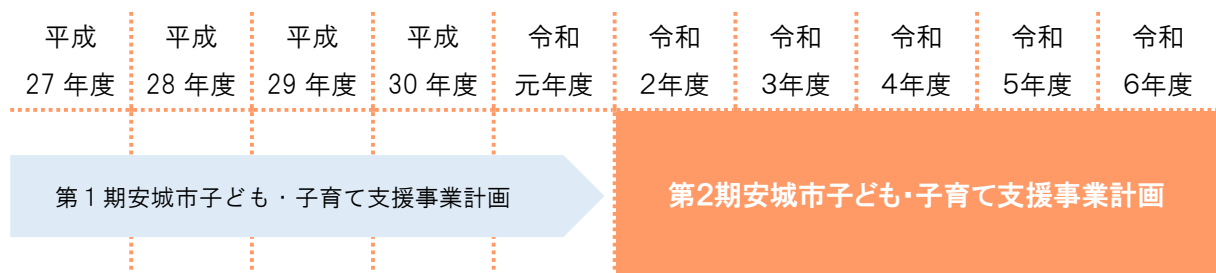




03 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画策定後は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、安城市子ども・子育て会議にて定期的に進捗状況の確認を行います。

状況に応じて、進捗状況を確認のうえ見直しを行います。



04 計画策定の流れ

(1)安城市子ども・子育て会議

福祉・医療・保健・教育等の関係者及び子育て当事者を含めた公募の市民により構成し、本市の地域特性を生かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、計画案の審議を行いました。

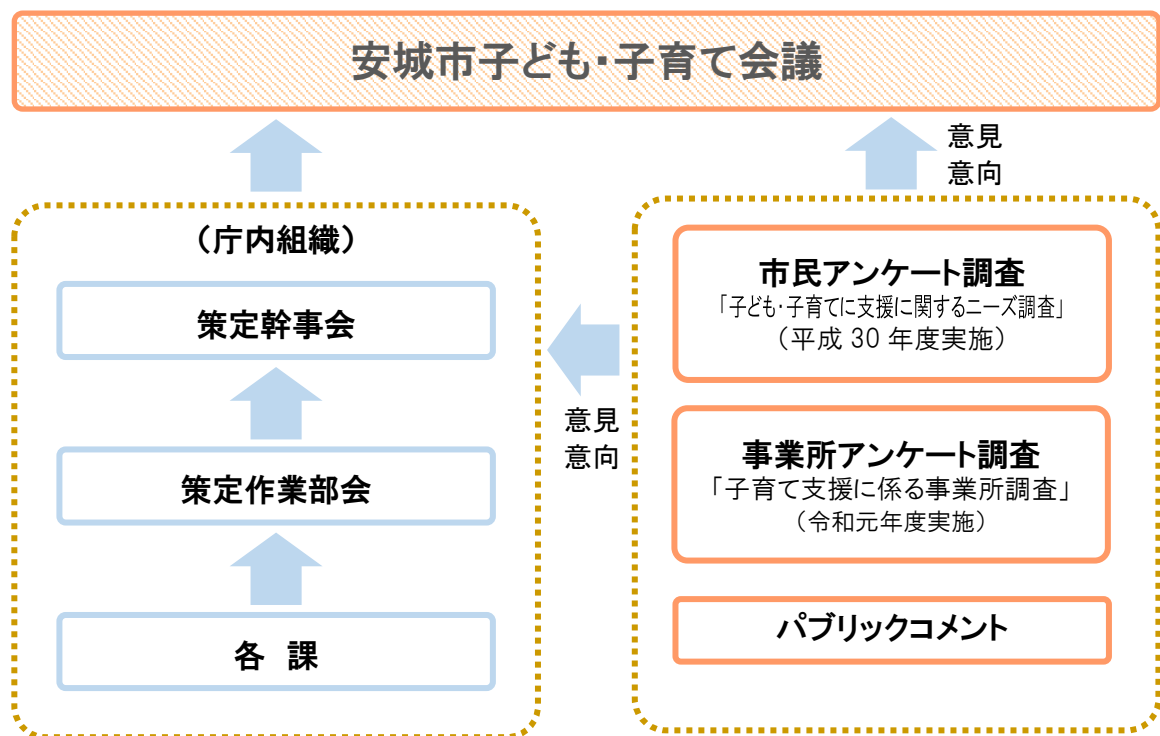
(2)安城市子ども・子育て支援事業計画策定幹事会

関係各部の課長級職員により構成し、部局間の横断的な連携を図り、全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。

(3)安城市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会

関係各課の実務担当者により構成し、本市の子育て支援に関する課題や具体的施策について検討しました。

◆策定体制図





第2章 本市の現状

1. 統計資料からみる現状
2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査
3. 子育て支援事業の取組状況

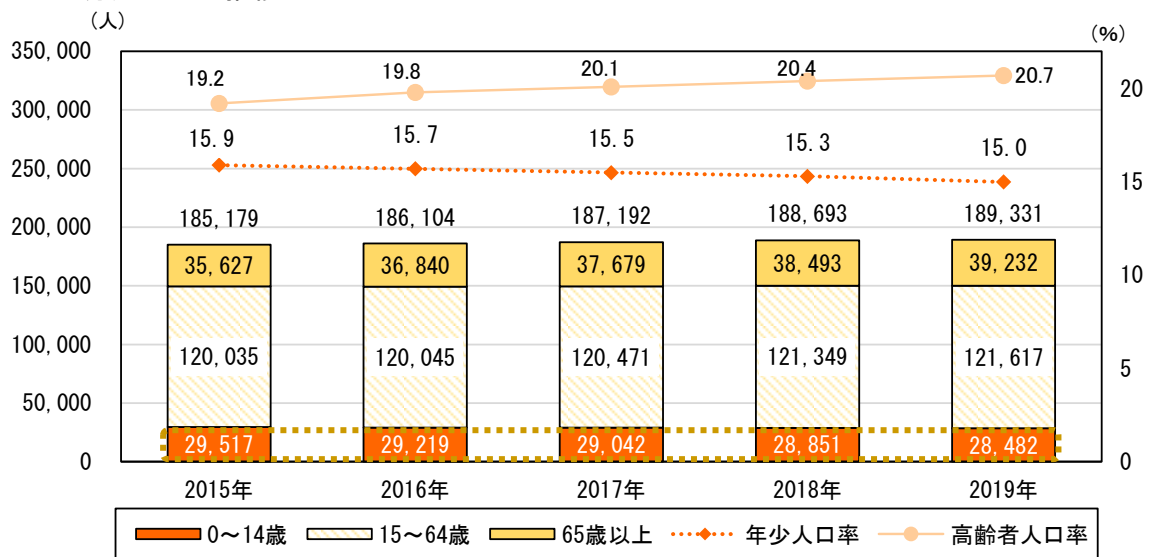
01

統計資料からみる現状

(1) 人口の推移

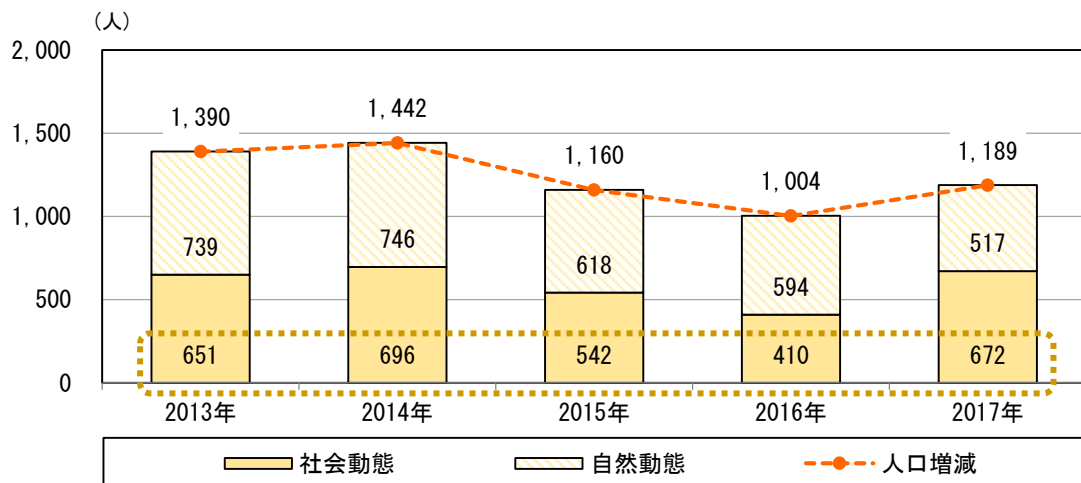
- 全国的には、少子高齢化を要因に人口減少傾向にあります。
- 一方、本市の人口は、地理的な条件の良さから交通アクセスも良く、本市や近隣市に企業が多いことから、年々増加してきています。
- 人口は増加傾向にありながら、年少人口は減少し、65歳以上の人口が増加していることから、少子高齢化が進んでいることがわかります。

◆3区分別人口の推移



資料: 住民基本台帳各年3月末時点

◆人口動態(自然動態*、社会動態*)



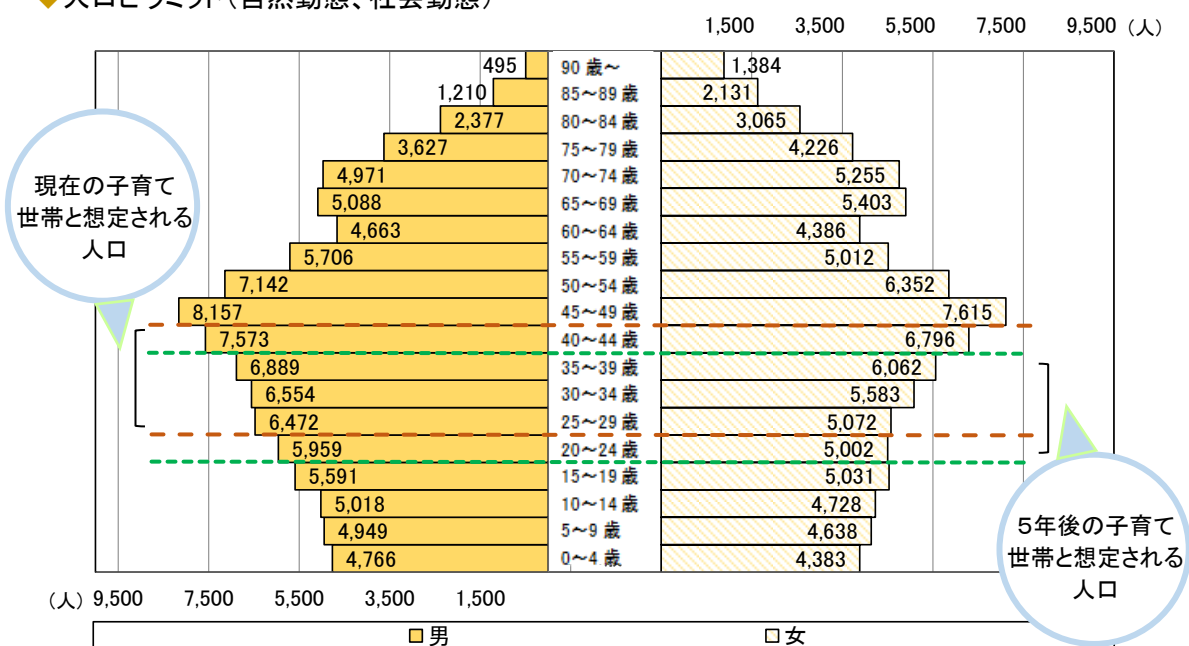
- * 自然動態: 出生・死亡に伴う人口の動き
- * 社会動態: 転入・転出に伴う人口の動き

資料: 安城の統計

(2) 踏まえるべき人口状況

- 人口ピラミッドをみると、男女ともに45歳から49歳までの年齢層が最も多く、それより若い世代の年齢層の人口は少なくなっています。
- 5年後の25歳から44歳までの子育て世帯は、現在より、男女合わせて3,408人減少すると予測されます。
- 子育て世帯の減少に伴い、出生数も減少することが予測されます。

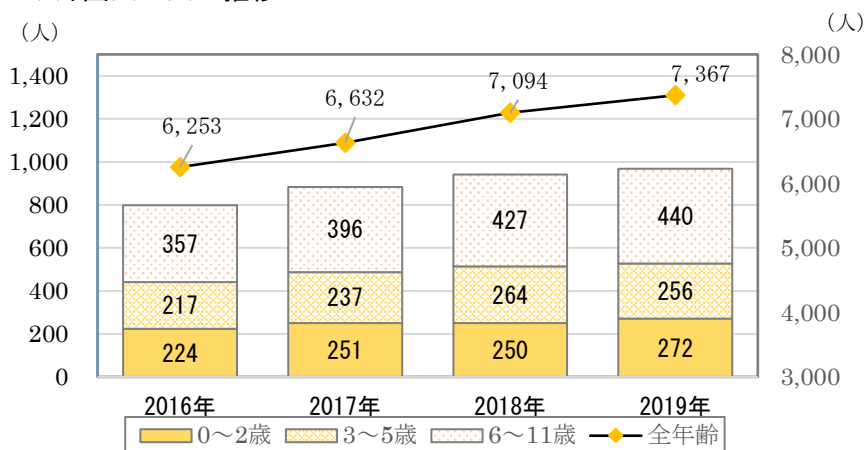
◆人口ピラミッド(自然動態、社会動態)



資料:住民基本台帳3月末時点

- 外国人の人口推移をみると外国人人口は年々増加しています。
- 外国人労働力の活用が進められており、本市や近隣市に外国人を雇用している企業が多いことから、今後も外国人の人口は増える可能性が高いと考えられます。

◆外国人の人口推移



資料:住民基本台帳3月末時点

(3) 子どもの人口推移

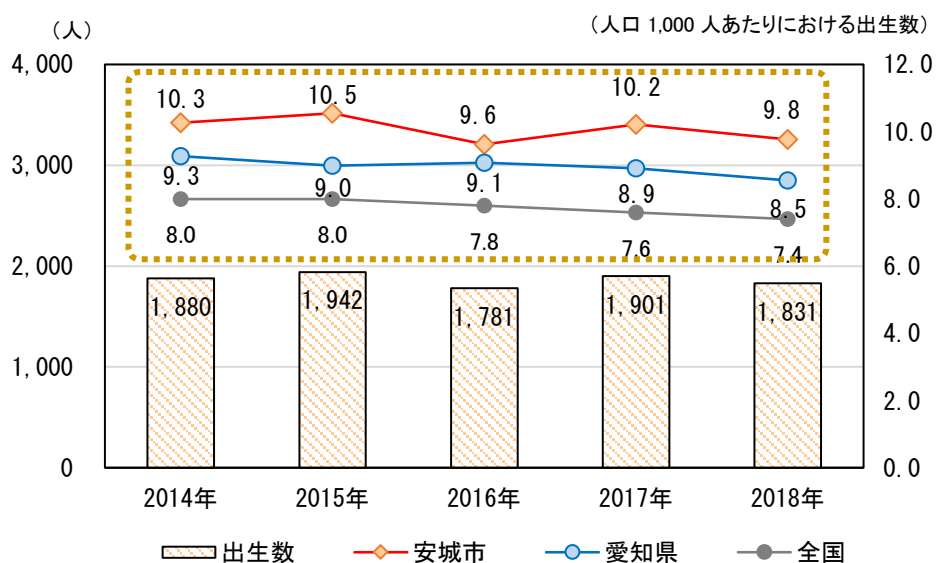
- 0歳から11歳までの人口はわずかながら減少しています。
- 人口1,000人あたりにおける出生数は、全国、愛知県と比較しても、高い水準となっています。
- 本市の、まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンの分析によると、20歳代では転入が多い一方で、30歳代の子育て家庭が新たに住宅を取得する際に転出する傾向にあり、子どもの数は減少傾向となっています。

◆0～11歳人口の推移

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
0歳	1,942	1,781	1,901	1,831	1,742
1歳	1,913	1,954	1,806	1,943	1,814
2歳	2,061	1,885	1,936	1,802	1,926
3歳	1,880	2,022	1,848	1,922	1,765
4歳	1,954	1,855	2,021	1,847	1,902
5歳	1,957	1,947	1,853	2,003	1,832
6歳	1,999	1,961	1,949	1,858	2,005
7歳	2,000	2,001	1,934	1,950	1,852
8歳	1,914	2,019	2,003	1,951	1,947
9歳	1,940	1,908	1,995	2,003	1,951
10歳	1,893	1,939	1,920	1,994	2,003
11歳	1,981	1,906	1,940	1,920	1,996
計	23,434	23,178	23,106	23,024	22,735

資料:住民基本台帳3月末時点

◆出生数の推移

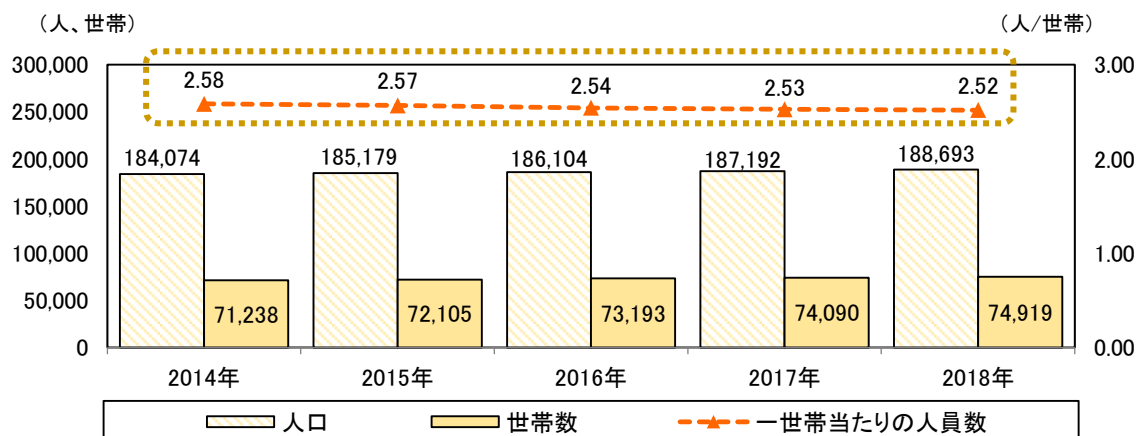


資料:住民基本台帳3月末時点

(4) 世帯と女性の労働状況

○世帯の状況をみると、世帯数は、年々増加していますが、一世帯あたりの人員数をみると、減少しており、核家族化が進行していると考えられます。

◆世帯の状況と一世帯あたりの人員数

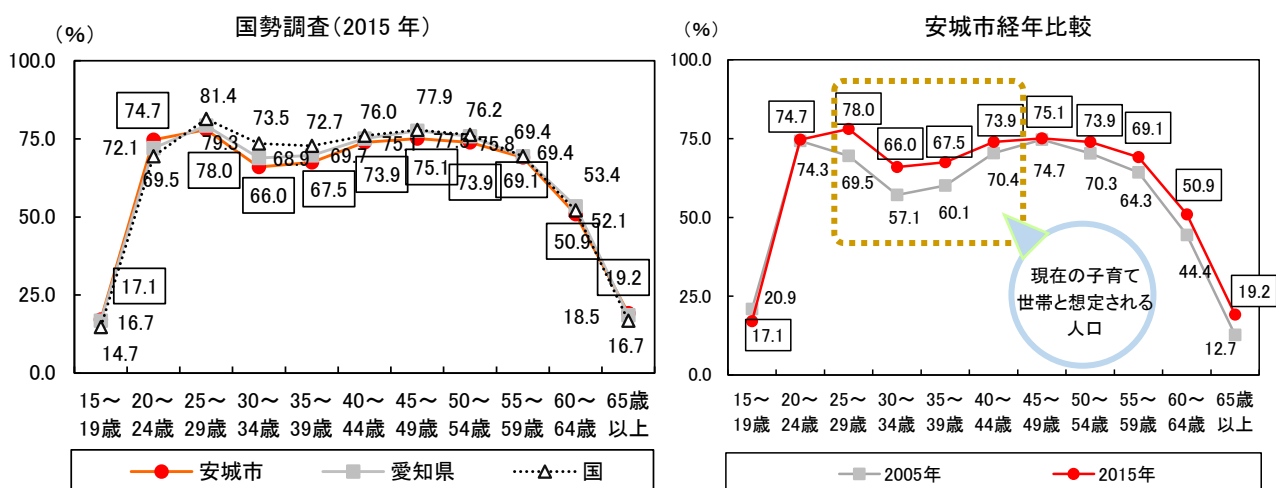


資料：住民基本台帳3月末時点

○国勢調査（2015）をみると、本市の25歳から44歳までの子育て世代の女性が国や県と比べて就労率が低い傾向があります。

○安城市経年比較をみると、女性の就労率は年々上昇しており、今後は国や県と同様な水準になることが予測されるため、特に30代、40代の就労率が上昇することが予想されます。

◆女性の就労率

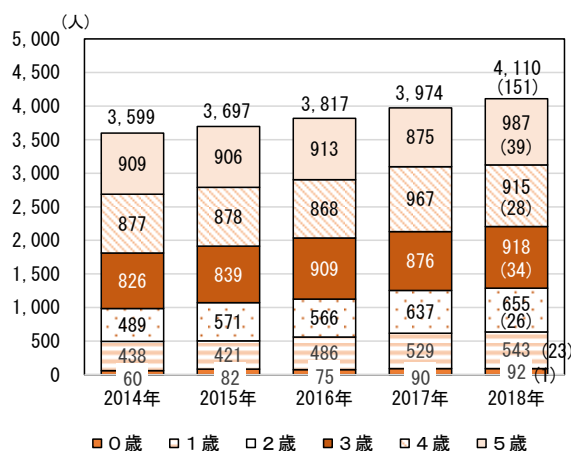


資料：国勢調査

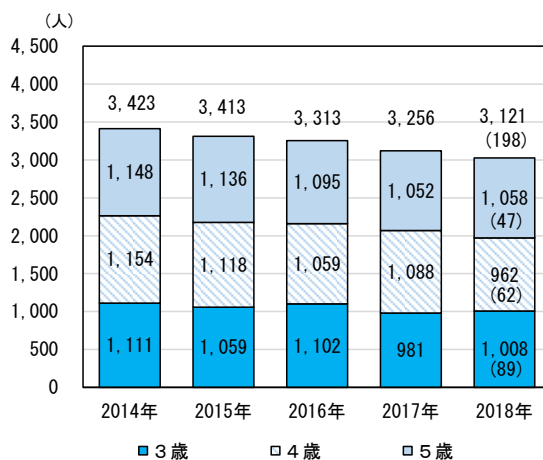
(5) 教育・保育の状況

- 幼稚園の入園児数は減少し、保育園の入園児数は年々増加傾向にあります。
- 共働き世帯が増加しているため、今後も幼稚園の入園希望は減少し、保育園の入園希望は増加すると予測されます。
- 子どもの人数が減少する一方で、保育園の低年齢児（0歳から2歳まで）の入園児数は増加しています。
- 入園児数が減少している幼稚園については、空き教室の有効活用や認定こども園化を推進するなどの検討が必要となっています。

◆保育園の入園児数

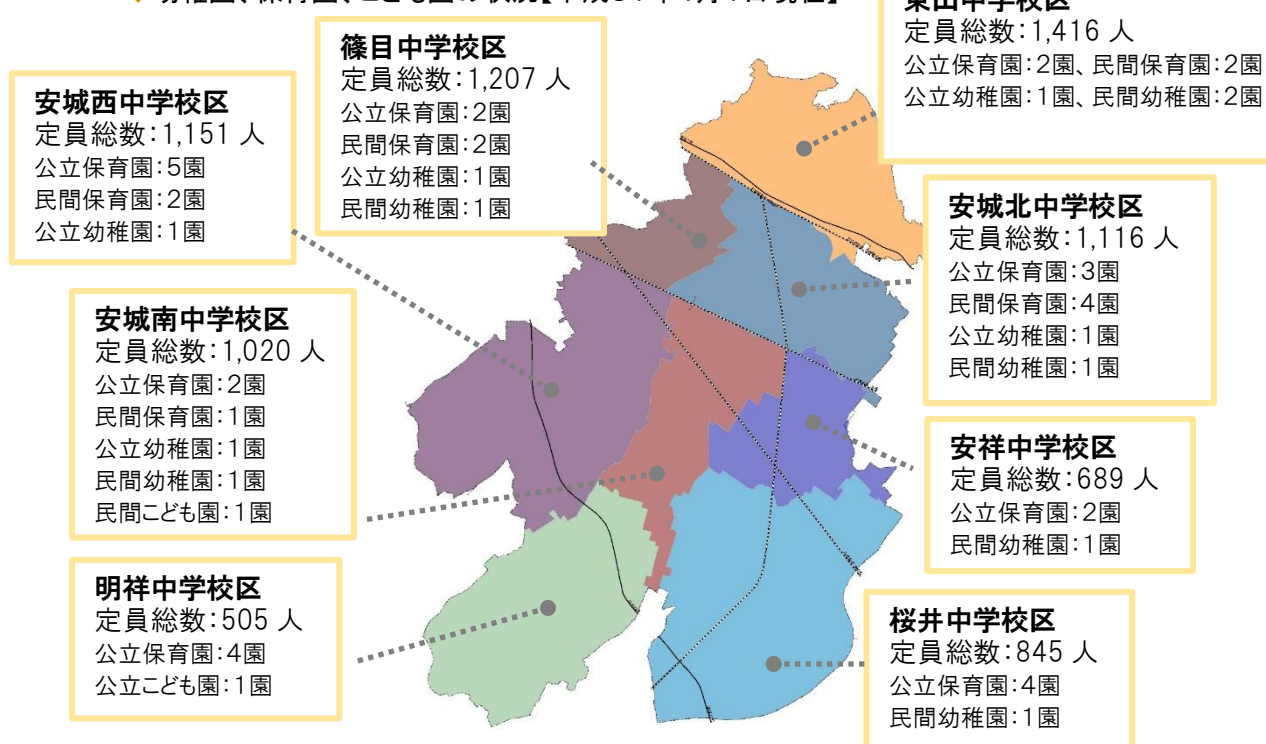


◆幼稚園の入園児数



※保育園の入園児数の（ ）内は認定こども園の2号、3号認定を、幼稚園の入園児数の（ ）内は認定こども園の1号認定の児童数を指します。

◆幼稚園、保育園、こども園の状況【平成31年4月1日現在】



02

子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) ニーズ調査概要

本調査は、令和元年度に策定を行う子ども・子育て支援事業計画の策定資料として、保育ニーズや安城市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

○調査地域：安城市全域

○調査対象：安城市内在住の就学前児童の保護者

安城市内在住の小学生児童の保護者

○抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童2,000人、小学生児童2,000人の

合計4,000人を無作為抽出

○調査期間：平成30年12月7日～12月21日

○調査方法：郵送による配布・回収

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	1,222	61.1%
小学生児童	2,000	1,207	60.4%
合 計	4,000	2,429	60.7%

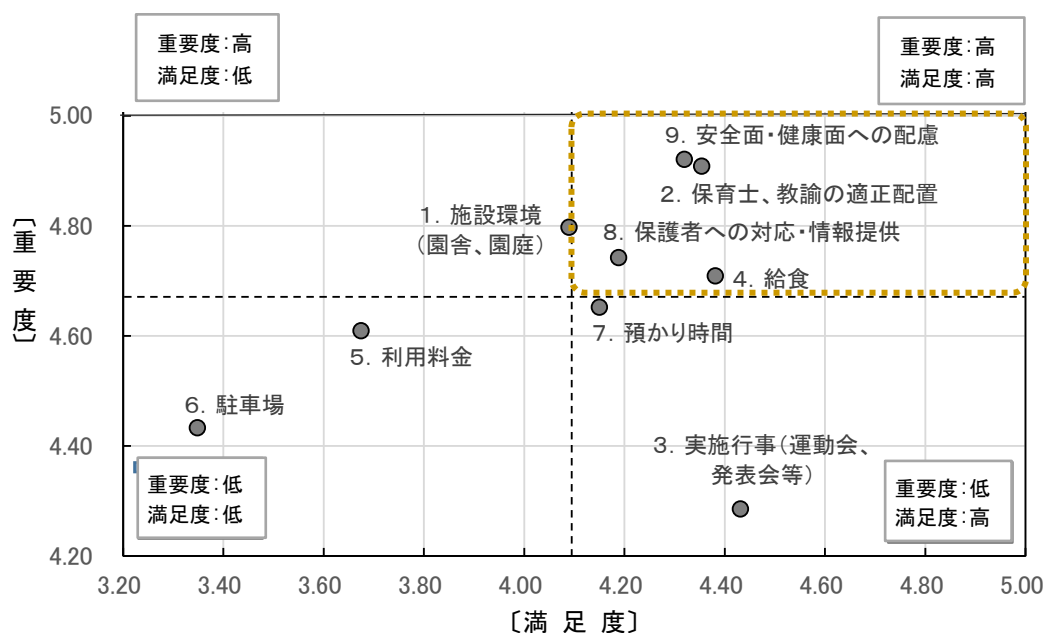
* 次ページ以降のグラフにおいて、特に記載がない限り、安城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）から引用しています。

* 前回の調査は、平成25年度に実施した市民アンケート調査を指します。

(2) 幼児教育・保育の実施評価

- 幼児教育・保育事業は5段階評価の平均が、重要度 4.67、満足度 4.10 と重要度が高く、満足度も高くなっていることから、現状では、保護者のニーズに対応した事業が運営できていると考えられます。
- 駐車場や利用料金は重要度が低く、満足度も低くなっています。駐車場については、低年齢児の受入れが増加したことにより、車で送迎をする保護者が多くなり、保育士の人数も増加しているため、駐車場が足りていない状況となっており、それが結果に反映されていると考えられます。
- 施設環境については、重要度が高いのに対し満足度は若干低いため、老朽化した施設の改修を進めていく必要があります。

◆重要度×満足度



項目	※重要度	※満足度
1. 施設環境(園舎、園庭)	4.80	4.09
2. 保育士、教諭の適正配置	4.91	4.35
3. 実施行事(運動会、発表会等)	4.29	4.43
4. 給食	4.71	4.38
5. 利用料金	4.61	3.67
6. 駐車場	4.43	3.35
7. 預かり時間	4.65	4.15
8. 保護者への対応・情報提供	4.74	4.19
9. 安全面・健康面への配慮	4.92	4.32
全項目の平均	4.67	4.10

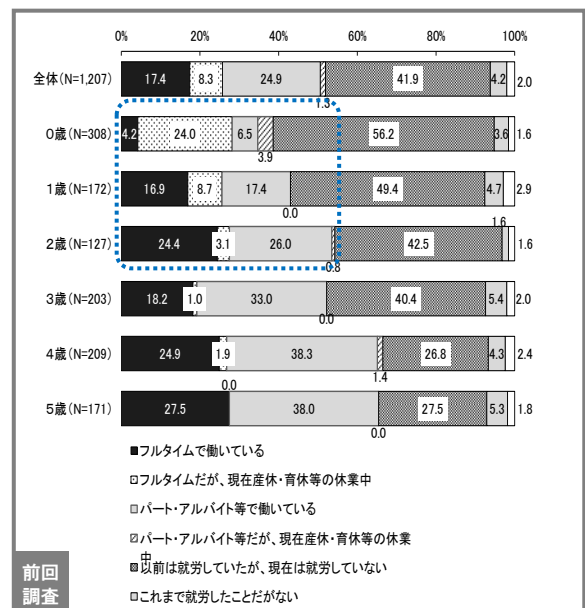
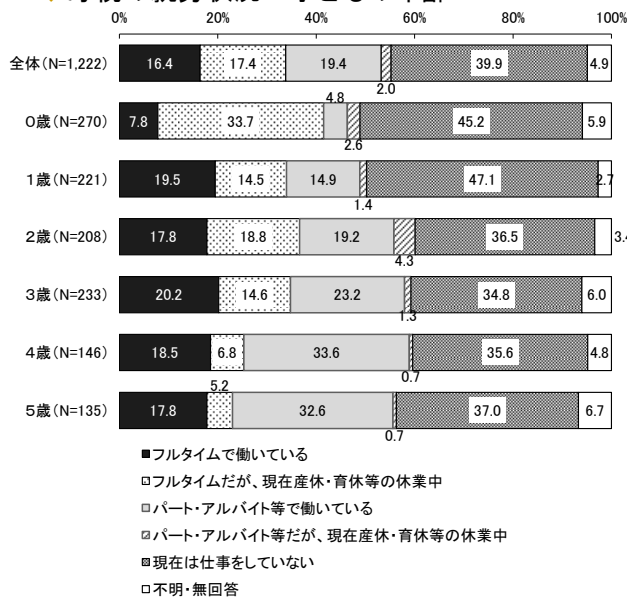
※全9項目について、「重要度」「満足度」ともに5段階評価で、点数に回答者数を乗じ、それぞれの項目の指数とします。(加重平均)

(3) 幼児教育・保育の状況

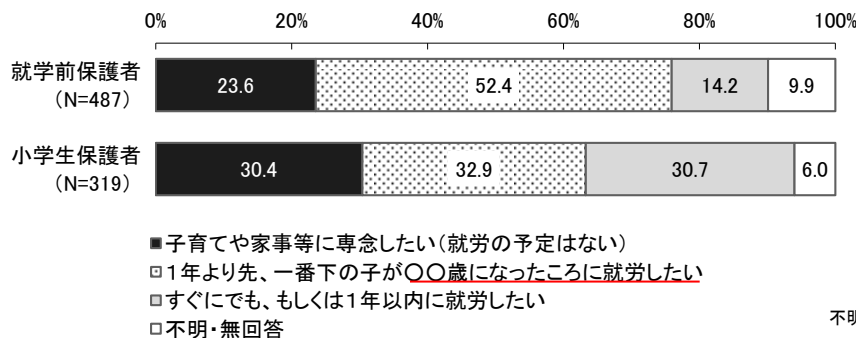
- 前回の調査結果と比較すると、フルタイムやパート・アルバイト等で就労している母親が増えており、就労意向を持つ保護者の割合が高いことから今後もこの傾向が続くことが予想されるため、幼児教育・保育ニーズがさらに高まることが考えられます。
- すべての年齢で、「フルタイムだが、現在産休・育休等の休業中」の方の割合が前回調査より高くなっています。各職場で産休だけでなく、育休取得の推進が図られていると考えられます。
- 子どもの年齢別で前回調査と比較すると、0歳児から3歳児までの母親は、就労している方の割合が前回調査と比較して高くなっています。

保護者の就労状況

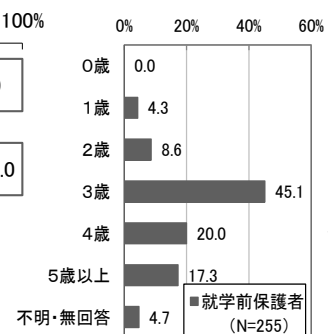
◆母親の就労状況×子どもの年齢



◆今後の就労意向



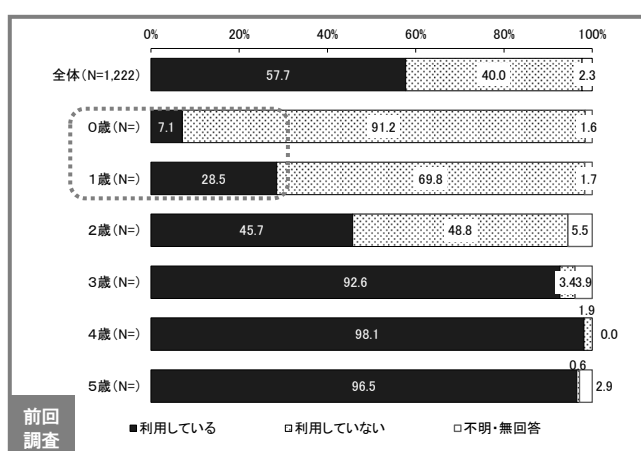
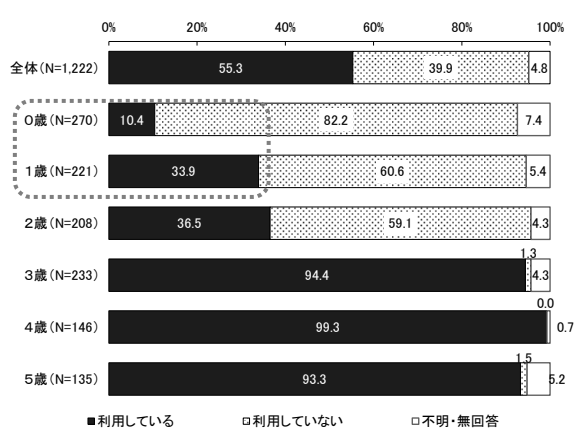
◆〇〇歳になったころ



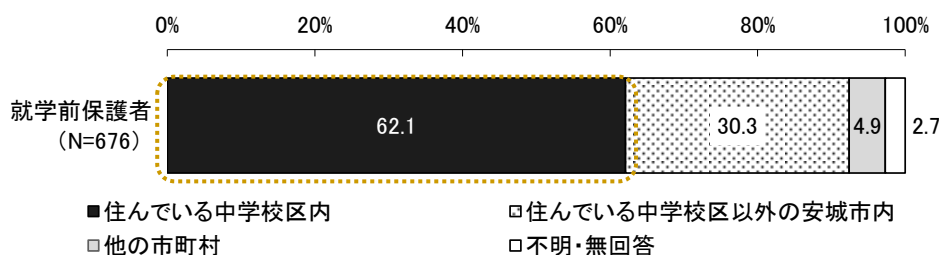
- 幼児教育・保育事業の利用状況について、前回調査と比較すると、0歳、1歳の低年齢児で利用率が上がっていることがわかります。
- 3歳以上では、前回調査と同様に90%以上が利用している状況にあり、子どもの数に比例して需要が増減するものと考えられます。
- ニーズ調査の結果から、住んでいる中学校区内で幼児教育・保育事業を利用したいと回答した人の割合が、実際に利用していると回答した人の割合を上回ったことから、希望に添えていない状況があることがわかります。

幼児教育・保育事業の利用状況

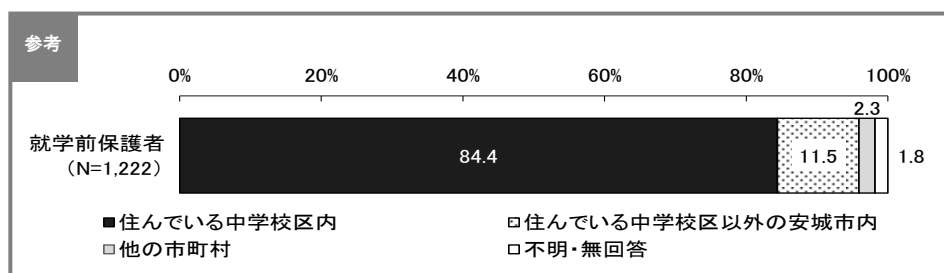
◆幼児教育・保育事業の利用状況



◆幼児教育・保育事業の利用している場所



◆幼児教育・保育事業の利用したい場所

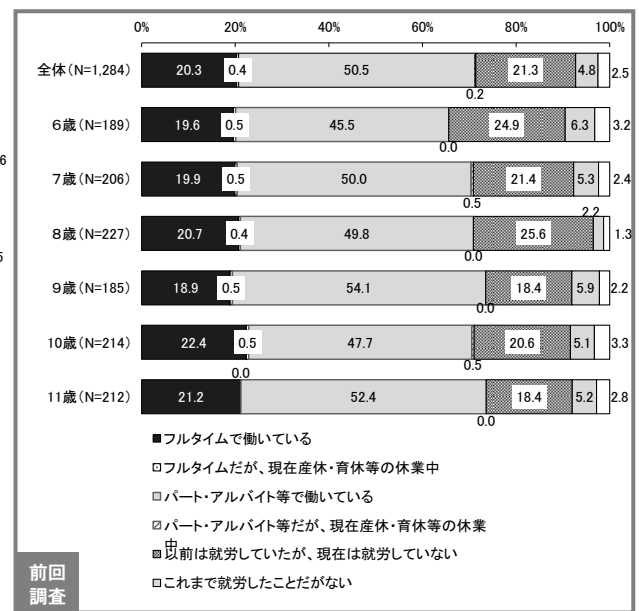
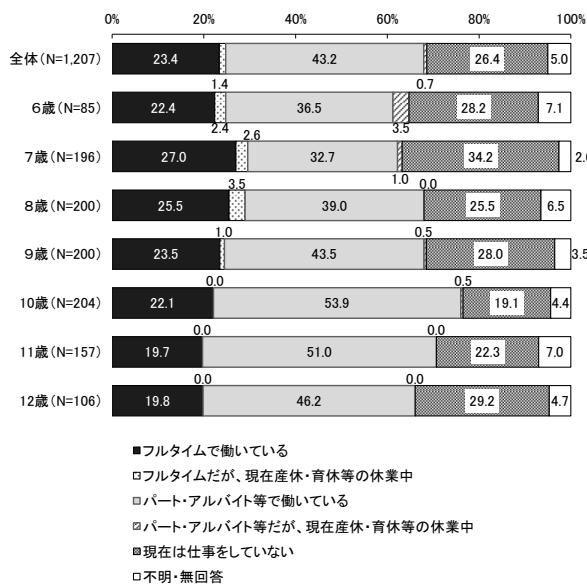


(4) 放課後の子どもの過ごし方

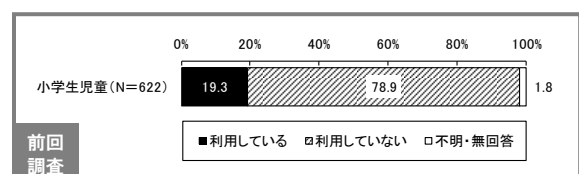
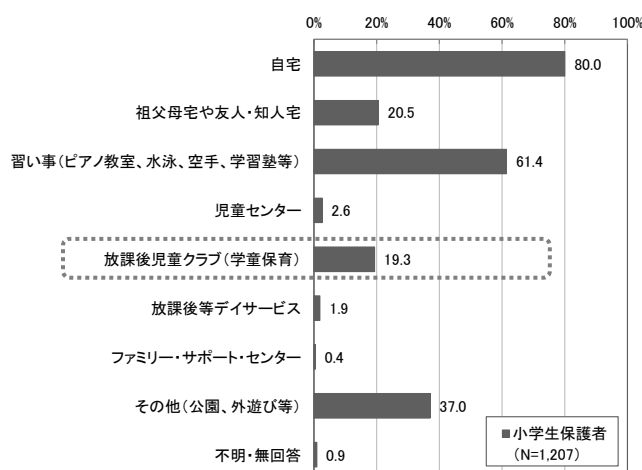
○母親の就労状況は6歳から9歳までの、低学年においては、フルタイムで就労している割合が前回調査と比較して高くなっています。高学年においては、フルタイムの割合が低く、また、全年齢でパート・アルバイト等の割合が減っており、学年によって保護者の就労形態が変化しています。

○放課後児童クラブの利用は、前回調査と同様に19.3%となっています。

◆母親の就労状況×子どもの年齢



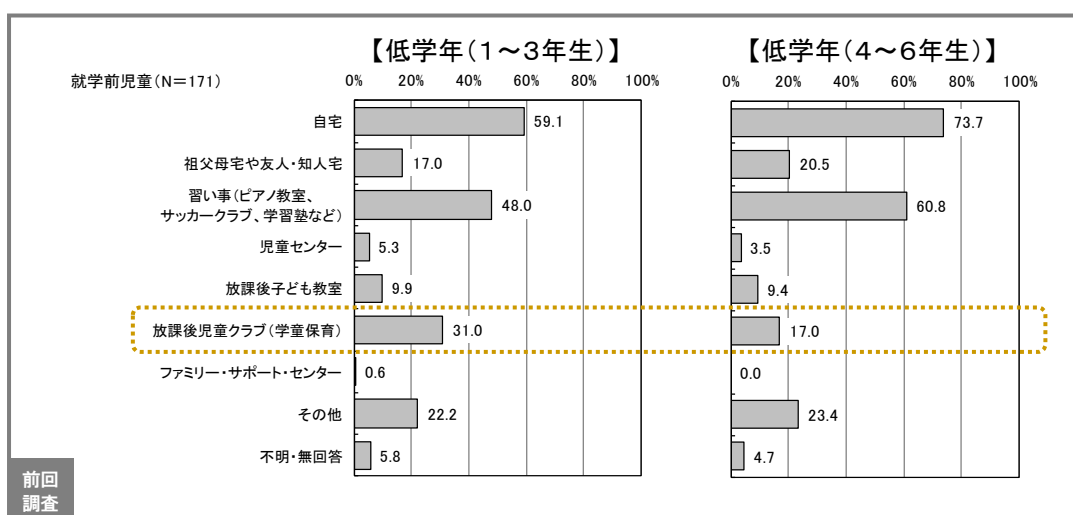
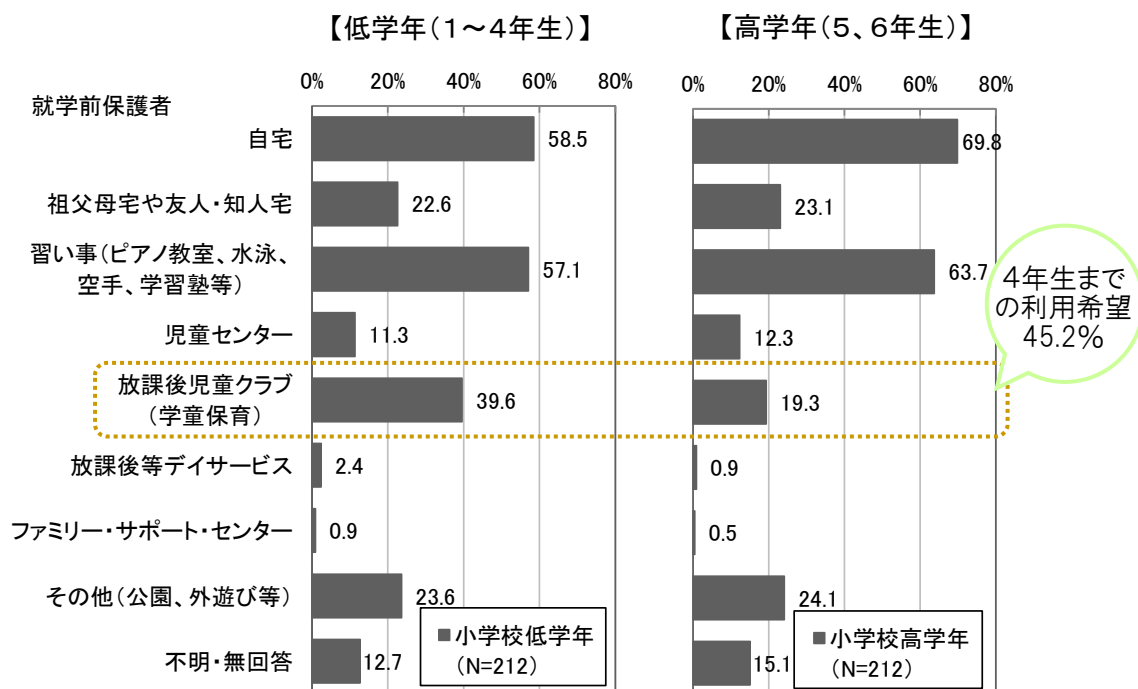
◆小学生の放課後過ごしている場所



○就学前児童の保護者を対象とした調査結果では、小学校就学後に希望する放課後の過ごし方について、低学年で約4割、高学年で約2割の児童クラブの利用意向があります。

○前回調査と比較すると、低学年、高学年ともに、児童クラブの利用意向が高くなっています。

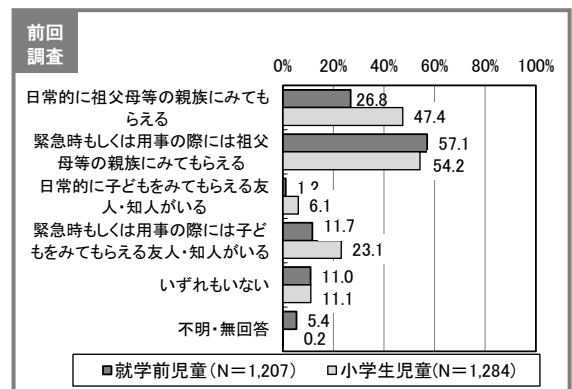
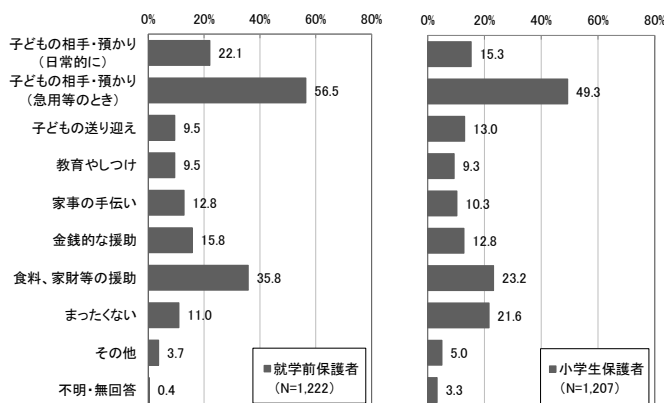
◆希望する放課後の過ごし方＊就学前(5歳以上のみ)



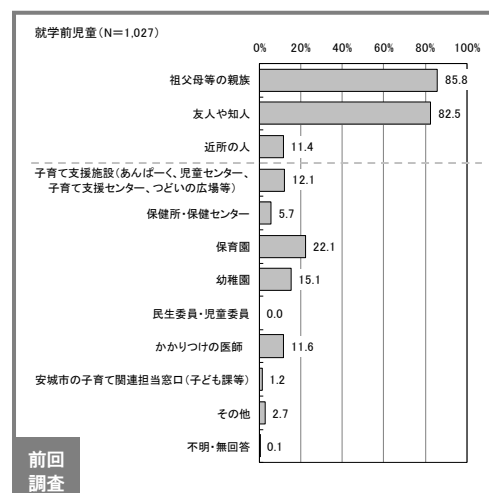
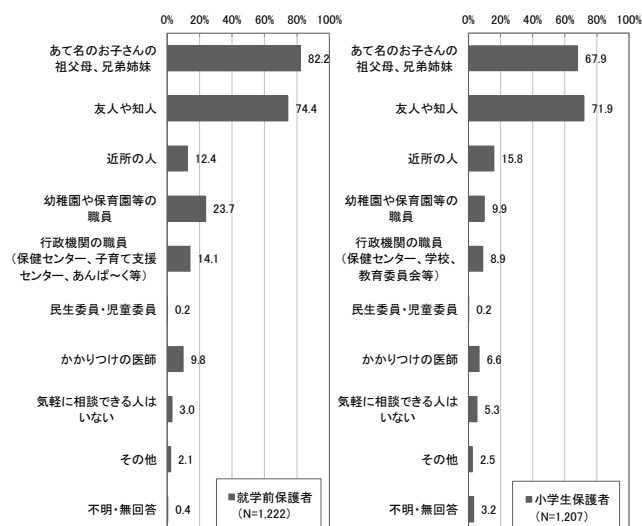
(5) 地域子ども子育て支援事業について

- 祖父母をはじめとした親族等からの支援の有無は、子育てのしやすさに大きな影響があります。
- 祖父母等と同居・同居をしていない家庭では、祖父母等からの支援がなく、相談する相手もない状況となっている場合があることから、社会で、子育て支援を推進する必要があります。
- 祖父母からの子育て支援として回答した方の割合が最も高かったのは、「子どもの相手・預かり（急用等のとき）」で、前回調査と同様の傾向が出ています。
- 祖父母からの子育て支援は、就学前児童では、「食料、家財等の援助」と回答した方の割合も高く、子どもの成長に伴って支援が減少する傾向があります。
- 子育てに関して相談できる相手としては、就学前保護者は祖父母、兄弟姉妹と回答した人の割合が最も高く、小学生の保護者では、友人や知人と回答した人の割合が最も高くなっています。就学前児童においては、祖父母、兄弟姉妹、友人や知人と回答した人の割合が前回調査より低くなっています。

◆祖父母からの子育て支援について



◆子育てに関して相談できる相手について

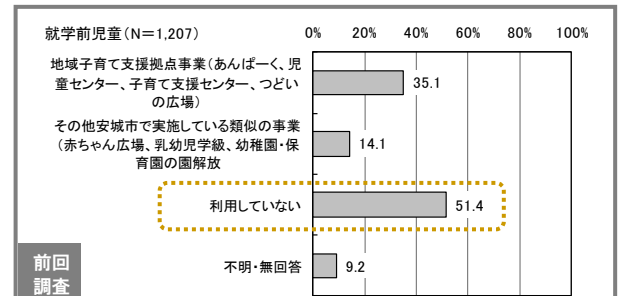
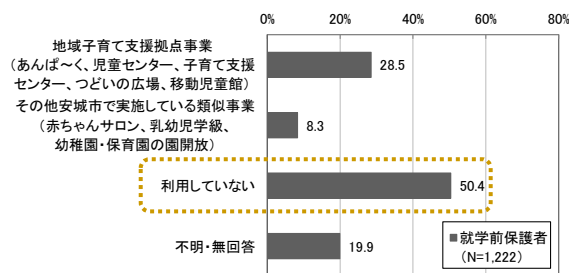


○地域子育て支援拠点事業の利用状況は、前回調査と比較して利用していないと回答した人の割合が若干減っています。前回調査と比較すると、現在、子育て支援事業を利用している方が、更に利用日数を増やしたいという意向が高くなっています。

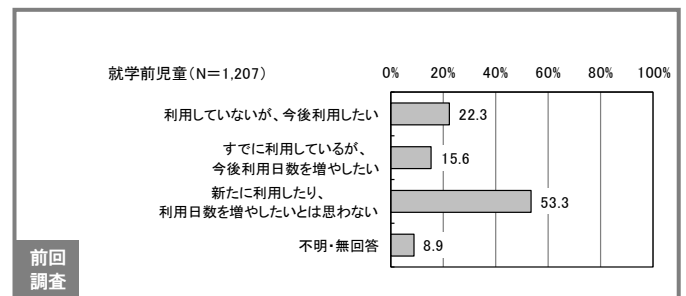
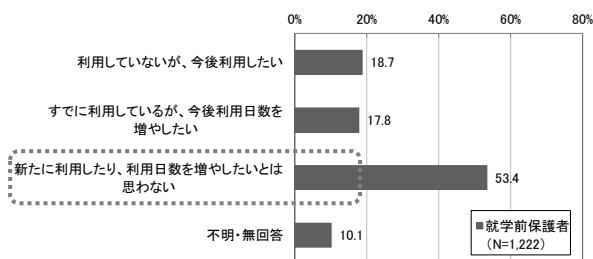
○利用を増やしたい方の希望回数は、1週間あたりでは「1～2回」が41.7%、1か月あたりでは「3～4回」が18.8%となっています。

地域子ども子育て支援事業

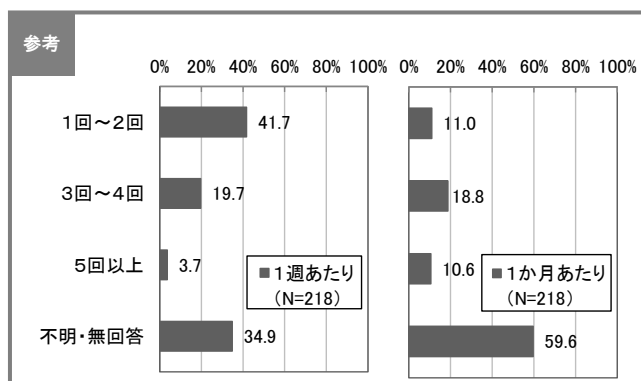
◆地域子育て支援拠点事業利用状況



◆今後の利用意向



◆利用を増やしたい方の希望回数

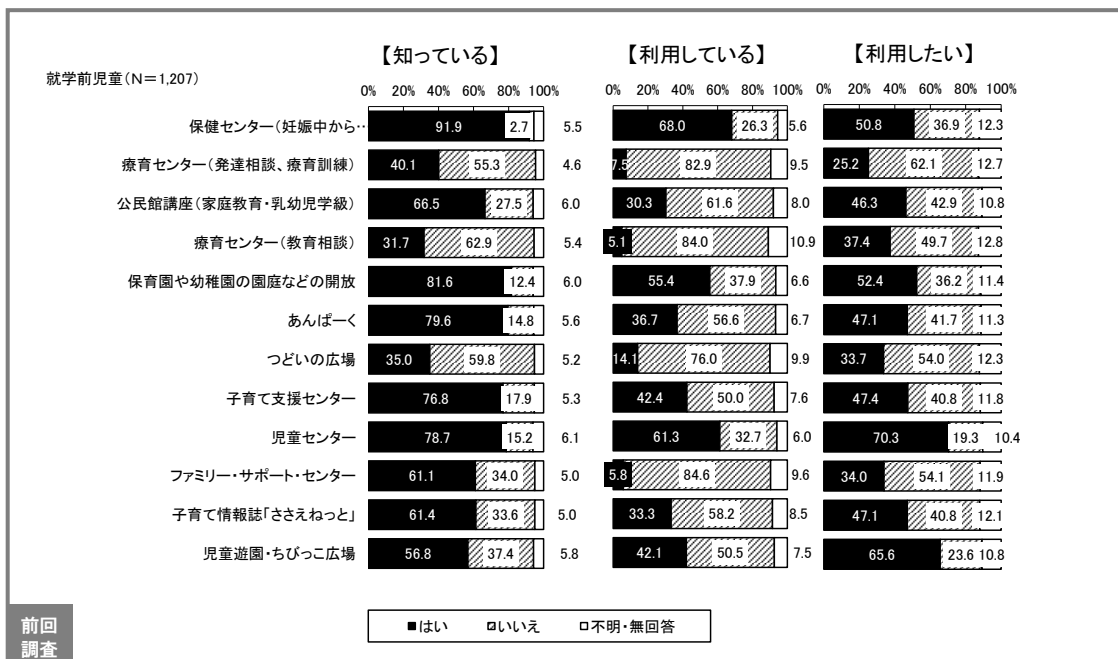
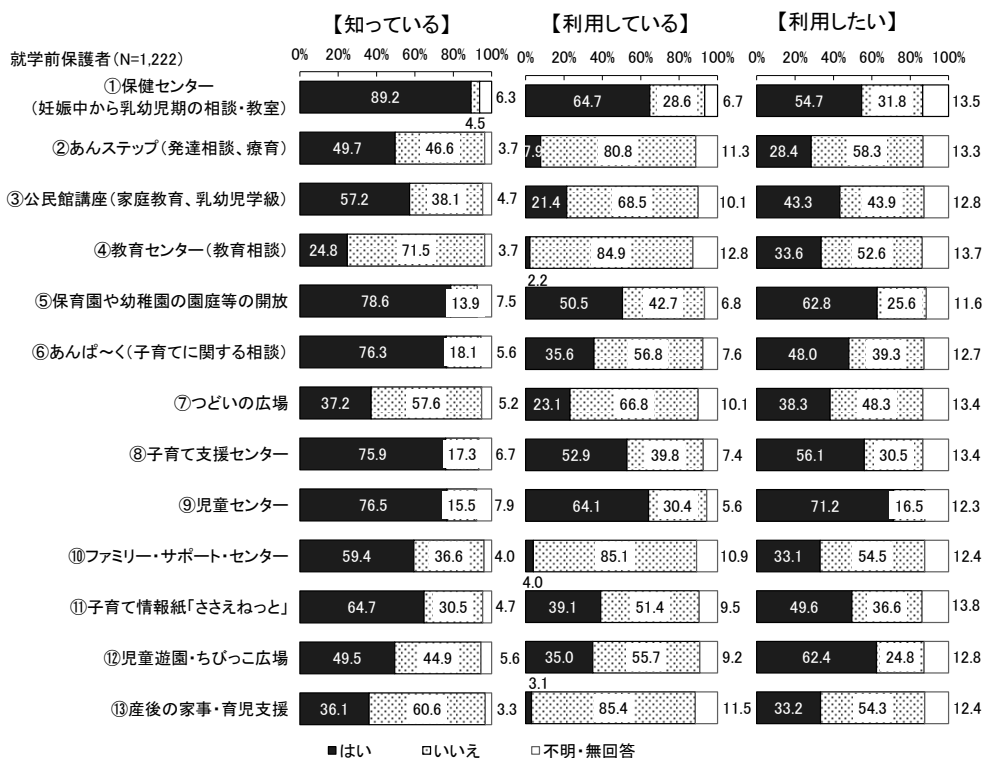


○子育て支援事業についての利用度、利用意向を前回調査と比較すると、どの事業も大きく変動していないことがわかります。

○利用している事業を比較すると、児童センターや子育て支援センターの利用が高くなっています。

○利用意向は、全体的には前回より高い傾向にあり、特に幼稚園の園庭等の開放や子育て支援センターと回答した人の割合が高くなっています。一方で、認知度が低下している事業もあるため、情報発信のあり方を検討する必要があります。

◆子育て支援事業の認知度、利用度、利用意向



03

子育て支援事業の取組状況

本市では、様々な子育て支援事業に取り組んできました。第1期計画における、基本方針ごとの達成率からも、一定の成果があったといえます。第1期計画は平成27年度から令和元年度までの計画となっており、下記達成率は平成30年度の各施策の達成状況となっています。

基本方針	施策数	達成状況				達成率
		達成数	概ね達成の数	評価不可の数	未達成の数	
1. 乳幼児期の教育・保育環境の充実	14	12	2	0	0	100%
2. 学童期からの「生きる力」を育む環境整備	34	30	1	3	0	91%
3. 地域社会における子育て支援	42	35	4	1	2	92%
4. 安心・安全な妊娠・出産・育児のための保健対策	19	16	3	0	0	100%
5. 支援を必要とする子どもや保護者への対策	14	14	0	0	0	100%
合計	123	107	10	4	2	95%

(平成30年度実績)

* 5年間の計画期間に対し、平成30年度実績は4年目の評価であることを勘案し、目標値の8割以上の達成率のものを、概ね達成としました。

* 達成率は概ね達成を含みます。

* 計画期間内に事業が終了し、すでに実施していないものは評価不可としています。

各基本方針の主な重点項目についての評価及び取組み

(1) 乳幼児期の教育・保育環境の充実

① 幼児教育・保育事業の推進

保育の受入体制の整備

- 安城市内には、平成31年4月1日時点で、公立保育園23園、公立幼稚園2園、公立認定こども園2園、民間保育園12園、民間幼稚園7園、民間認定こども園4園があります。
- 平成31年4月1日時点で、保育園、幼稚園、認定こども園で定員総数8,513人の受け入れ態勢を整えています。
- 保護者の就労状況等に応じて、柔軟に子どもを受け入れられる施設として、令和元年度から公立幼稚園2園を認定こども園へ移行しました。
- 共働き世帯の増加により、特に低年齢児の入園希望が高まっているため、園舎の増改築や改修及び民間保育園を誘致することにより定員の確保を図っています。令和元年度には、ブライト保育園、麦のうさぎ保育園が新たに開園しました。

	令和元年度目標値	平成30年度実績値	評価
在園児数	6,633人	6,806人	達成

② 幼稚園・保育園の施設整備

幼児教育・保育施設の改築・改修

- 平成28年度にみのわ保育園を、平成30年度に和泉保育園を改築することで受け皿の確保に取り組んできました。
- 老朽化している園舎について、長寿命化のために、建物外部だけでなく床や壁、空調機等の内装や設備も更新しました。

	令和元年度目標値	平成30年度実績値	評価
改築・改修施設数	2園	3園 (改築:和泉保育園、 改修:みその保育園、 新田保育園)	達成

③一時預かり事業の充実

保護者の就労、疾病や冠婚葬祭や介護等を理由として、児童の保育が一時的に困難になったときに就学前児童を預かる事業です。保育園に通園していない児童も利用できます。

- 公立保育園、民間保育園において実施していましたが、平成26年度から幼稚園においても事業を開始し、利用者の拡大につながりました。
- 平成31年4月時点で、公立保育園4園、民間保育園6園、公立認定こども園2園、公立幼稚園2園で実施しています。

	令和元年度目標値	平成30年度実績値	評価
利用延べ人数	58,333 人	72,493 人	達成

④時間外保育事業の充実

就労等の理由で長時間の保育園での預かりを必要とする保護者のために、通常の利用時間である11時間を超える保育を行う事業です。

- 時間外保育事業は公立保育園12園、民間保育園12園、公立認定こども園2園、民間認定こども園1園で実施しています。
- 通常の利用時間を超え、12時間まで保育を行っている園は、公立保育園12園、民間保育園5園、公立認定こども園2園となっており、13時間まで保育を行っている園は、民間保育園6園、民間認定こども園1園となっています。さらに、民間保育園1園で、午後10時までの15時間の時間外保育を実施しています。
- 出産後もフルタイムで働く女性が増えており、保育時間の延長に対するニーズを満たすため、低年齢児保育の提供体制の整備を優先的に進めてきました。

	令和元年度目標値	平成30年度実績値	評価
利用人数	615 人	595 人	概ね達成

⑤病児・病後児保育事業の充実

病気又は病気の回復期にあり、集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までの児童が保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度に児童を預かる事業です。

- 月曜日から土曜日の、午前8時15分から午後6時まで預けることができます。
- 子育て情報誌にて、病児・病後児保育事業の周知を図りました。

	令和元年度目標値	平成30年度実績値	評価
利用延べ人数	204 人	252 人	達成

(2) 学童期からの「生きる力」を育む環境整備

⑥放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

○月曜日から土曜日の午後7時までの間、小学校1年生から4年生までを対象として実施してきました。余裕のある学校では、6年生まで受け入れています。

○共働き世帯の増加から、小学校高学年まで児童クラブに入りたいという要望を受け、空き教室を利用したり、新たにクラブの設置を行うことで受け皿の確保を図ってきました。

○すべての小学校で、6年生までの受け入れ実施に向け準備を進めています。

	令和元年度目標値	平成30年度実績値	評価
実施人数	1～3年生 1,229人 4～6年生 511人	1～3年生 1,681人 4～6年生 446人	概ね達成

(3) 地域社会における子育て支援

⑦利用者支援事業の推進

18歳までの子どもを持つ子育て世帯の不安を取り除くことを目的とし、悩みを抱える保護者等の相談を受け、一人ひとりに合った子育て支援サービスの提案を行う事業です。

○あんぱーくに子育て支援アドバイザーを配置し、子育てに関して、相談者の実情に応じた窓口を案内しています。

○平成26年度から実施していますが、説明会の開催回数を増やした結果見込みを超える多くの方に利用されています。

	令和元年度目標値	平成30年度実績値	評価
子育て支援アドバイザーによる出張保育説明会開催回	8回	48回	達成

⑧地域子育て支援拠点事業の充実

身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

- 子育て支援センター5か所、つどいの広場4か所、児童センター9か所の計18か所で実施しています。
- 保護者の不安を取り除き、地域との交流の場として多くの方の利用があります。
- 各センターでは、対象年齢に合わせたイベントを企画し、来所しやすい環境づくりを行いました。

	令和元年度目標値	平成30年度実績値	評価
地域子育て支援拠点事業の実施か所数・延べ利用人数	計18か所 113,616人	計18か所 144,839人	達成

⑨ファミリー・サポートセンター事業の推進

育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

- 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者が依頼会員となり、子どもの習い事の送迎等の援助を提供会員に依頼する相互の助け合い活動に関する連絡、調整を行います。
- 依頼会員は増加し続ける一方で提供会員の数は減少しており、高齢化も進んでいます。

	令和元年度目標値	平成30年度実績値	評価
利用延べ人数	1,407人	2,721人	達成

⑩子育て短期入所生活支援事業（ショートステイ）の充実

保護者の疾病等により、家庭において児童の養育が困難になったとき、児童養護施設等で短期間の宿泊で子どもを預かる事業です。

- 年度によって利用人数にばらつきがありますが、必要な時に必要な人が利用できるよう、利用可能な施設の確保に努めています。

	令和元年度目標値	平成30年度実績値	評価
利用延べ人数	10人	20人	達成

(4) 安心・安全な妊娠・出産・育児のための保健対策

⑪妊婦健康診査事業

妊娠の届出をした人に、妊娠・出産・育児までの一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳と妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

- 早期（11週まで）に妊娠の届出を行うと、妊婦健康診査費用の負担軽減や健康管理につながるため、早期に届出を行うよう周知を図りました。
- 96.4%と高水準で妊娠届が早期に届出が出ており、不安や悩みがある人を早期に把握し、妊娠期からの切れ目ない支援を実施しました。

	令和元年度目標値	平成 30 年度実績値	評価
妊娠 11 週までの届出率	95%	96.4%	達成

⑫乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安の軽減と育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問等のサービスにつなげる事業です。

- 99.9%と高い実施率となっており、海外出産などの訪問ができない場合を除き、全戸訪問の実施ができています。

	令和元年度目標値	平成 30 年度実績値	評価
乳児のいる家庭への訪問率	100%	99.9% 訪問対象家庭数 1,810 件 赤ちゃん訪問家庭数 1,808 件	概ね達成

(5) 支援を必要とする子どもや保護者への対策

⑬養育支援訪問事業

子育てに対し不安や孤立等を抱える家庭や、様々な理由により養育支援が必要な家庭に対し、個々の家庭が抱える養育上の問題の解決や、家事育児支援を行う事業です。

○妊娠期から支援が必要となる家庭を把握し、乳幼児期の養育支援につなげています。

	令和元年度目標値	平成 30 年度実績値	評価
利用人数	利用実人数 37 人	87 人 (家事育児 40 人、 専門的支援 47 人)	達成

⑭子ども発達支援センター「あんステップ」の整備

発達に心配や遅れのある子どもに、ライフステージに応じて 18 歳まで継続した相談や支援を提供する施設です。

○平成 30 年 7 月 17 日に開所し、これまで療育センターやサルビア学園、保健センター、教育センター、社会福祉会館に分散していた発達に関する相談や療育支援の機能を集約し、利用する方の利便性の向上を図りました。

○知的に遅れはないものの発達に遅れや偏りがあり、生活のしづらさを感じている親子を支援するための事業を新たに実施しています。

	令和元年度目標値	平成 30 年度実績値	評価
子ども発達支援センターの整備	1 か所	1 か所	達成

第3章計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 計画推進の視点
3. 基本方針
4. 施策体系図

01

基本理念

幸せと未来をつなぐ 子育てのまち・安城

子どもが健やかに育つことは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、これからの社会の担い手を育成するという社会全体の重要な課題といえます。

本計画では、第1期計画の考え方を継承し、今後も家庭・地域・社会の一体的な取り組みを推進することにより、すべての子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域社会全体で支援し「幸せと未来をつなぐ 子育てのまち・安城」を目指します。

子育てを通して子ども・保護者をはじめ市民一人ひとりが幸せを実感でき、未来につながるまちづくりを目指します。

02 計画推進の視点

(1) 子どもの最善の利益が確保される

子どもの視点に立ち、社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、すべての子どもに対し、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障されよう計画を推進します。

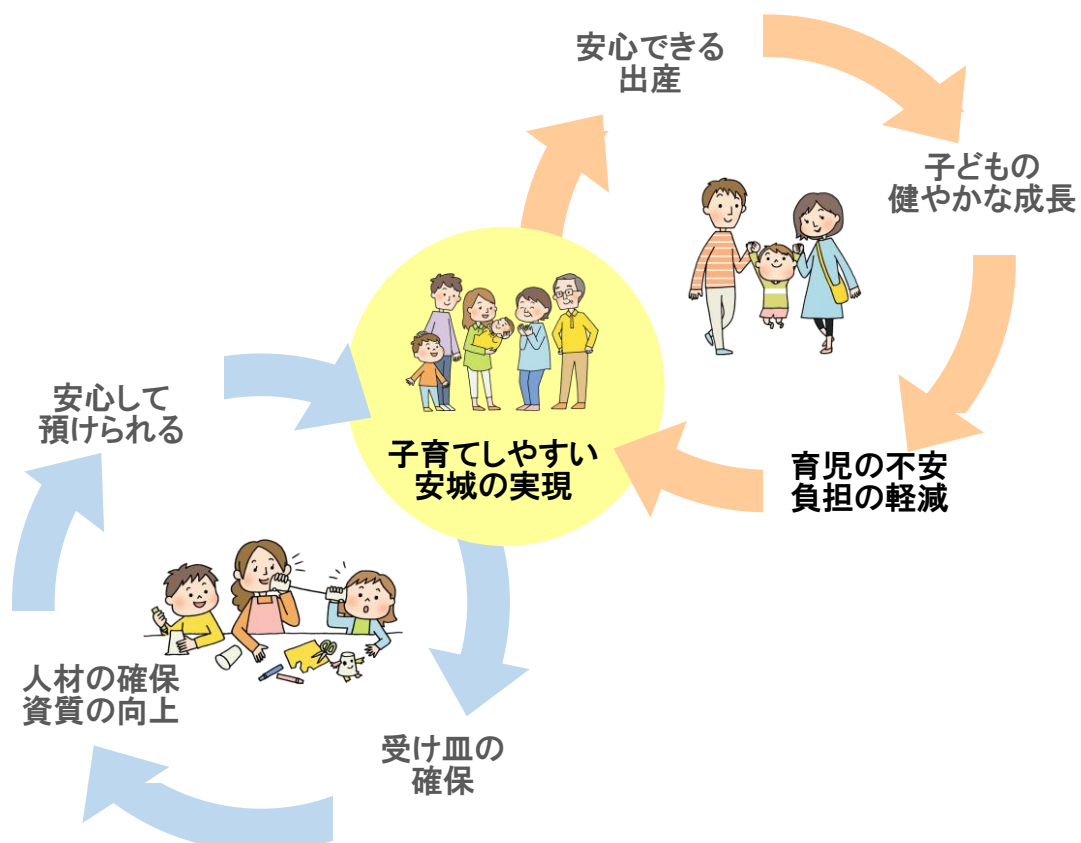
(2) 保護者に寄り添い、保護者も成長する

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげます。保護者が自信を持って子どもと向き合い、成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう計画を推進します。

(3) 子育て家庭を支援する環境を整備する

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化する中で、本市に住む全ての子育て家庭を支援できる環境整備を検討します。

◆視点を踏まえた子育て支援の目指すべきサイクル



(1) 安心できる妊娠・出産・育児のための保健対策

核家族化の進展や地域社会の変化等により、妊娠期や産後に不安や困りごとを抱えこんでしまい、産前・産後うつ等になる人の増加が社会問題となっています。

そのため、妊娠・出産への支援をするとともに、子どもの健康増進や小児医療の充実を図るなど、安心して妊娠や出産、育児をするための保健対策を推進します。

(2) 乳幼児期の教育・保育の充実

共働き家庭の増加や家庭形態の変化等から、第1期計画を推進するうえで、低年齢児の保育ニーズの増加が大きな課題となりました。

多様化する保育ニーズを満たすための教育・保育の量の確保を図るとともに、乳幼児期の重要1性や特性を踏まえた教育・保育の質の向上に向けた取組みを推進します。

また、引き続き、児童の一時的な預りや保育時間の延長、休日の保育等の保育サービスを実施します。

(3) 幼児教育・保育環境整備

ニーズ調査結果では、本市の実施している幼児教育・保育事業に対する保護者の満足度は高いものがありました。しかし、増大している保育ニーズに対応するための受け皿の確保、整備といった点において、今後の児童数の予測を踏まえるとさらなる充実が必要となっています。

そのため、地域や各園の状況を踏まえ、園児が減少している公立幼稚園の活用方法の検討や民間活力の導入など、幼児教育・保育環境の整備を推進します。

(4) 学童期からの「生きる力」を育む

子どもの将来を考えることは、将来の社会を築き、支えていく重要な役割を担います。社会の変化が激しくなる中で、自分らしく生きることができ、自立していくためには、生きる力を育む必要があります。

そのため、学校教育等の充実に向けた、多様な学びの場の充実を図ります。

また、自主活動の支援や街頭指導活動により青少年の健全育成に取組み、次代の親の育成を目指します。

(5) 子どもの居場所づくり

共働き家庭の増加により、放課後に子どもが安心して過ごせる環境に対する保護者の需要が高まっています。児童クラブに対する需要は年々増加の一途をたどり、低学年のみならず高学年にまで及んでいます。本市は児童数が減少しているものの、全国的な傾向と比較して緩やかであるため、小学校の空き教室の確保が難しい状況となっています。

このため、新たな児童クラブの整備を始め、子ども達が放課後に安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。

(6) 支援を必要とする子どもや保護者への対策

子育てをめぐる環境や社会環境の変化等により、子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利の侵害となる児童虐待やいじめ等が社会問題となっています。

また、ひとり親家庭においては、生活に困窮し、子どもの貧困に直面している家庭が少なくありません。

さらに、近年では、発達障害に関する周知が進んだということもあり、その特性や早期療育の有効性が理解され、障害児支援に係る福祉サービスの利用者数が増えており、今後も増加が予想されています。

このため、虐待やいじめを未然に防ぐため、関係機関との情報交換、連携の強化を図ります。

また、発達障害に対する適切な支援を安定的に提供できるよう民間活力を導入した施設整備を促進するとともに、ひとり親家庭等が自立した生活を確認することができるよう、支援が必要な子どもや保護者への対策を推進します。

(7) 地域社会における子育て支援

家族形態の変化や価値観の変化から、地域のつながりは希薄化が進んでおり、そのため、身近な人々から子育てに対する支援や協力を、簡単には得られない状況となっています。

そのため、利用者に合った情報提供体制の整備など、きめ細かい子育て支援サービスの充実を図ります。そして、子育て家庭と地域との交流による子育て支援ネットワークの構築を推進し、地域コミュニティの中で子どもが育まれる環境の整備に努めます。

また、共働きの家庭が増加しているため、男女ともに育児に参加できるような視点からの、ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てがしやすい社会環境の整備に努めます。

理念

幸せと未来をつなぐ
子育てのまち・安城

視点

子どもの
最善の利益が
確保される

保護者に寄り添い、
保護者も成長する

子育て家庭を支援する
環境を整備する

方針

(1) 安心できる妊娠・出産・育児の
ための保健対策

- ①安心・安全な妊娠・出産への支援(OP)
- ②子どもの健康増進(OP)
- ③小児医療の充実(OP)

(2) 乳幼児期の教育・保育の充実

- ①教育・保育の量の確保(OP)
- ②教育・保育環境の質の向上(OP)
- ③保育サービスの充実(OP)

(3) 幼児教育・保育環境整備

- ①幼児教育・保育の環境整備(OP)
- ②子育てしやすい社会環境の整備(OP)

(4) 学童期からの「生きる力」を育む

- ①学校教育等の充実(OP)
- ②青少年の健全育成(OP)

(5) 子どもの居場所づくり

- ①放課後等の環境整備(OP)
- ②放課後児童クラブの充実(OP)

(6) 支援を必要とする子どもや保護者
への対策

- ①ひとり親家庭の自立支援の推進(OP)
- ②障害児施策の充実(OP)
- ③子どもが安全に育つ体制の整備(OP)

(7) 地域社会における子育て支援

- ①子育て支援サービスの充実(OP)
- ②子育て支援ネットワークの構築(OP)